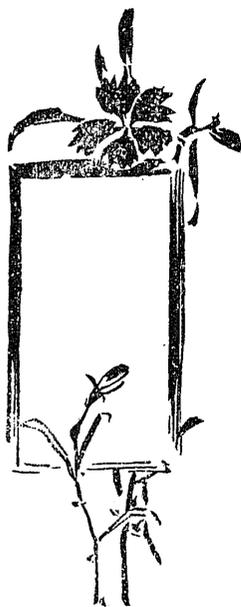


らすく玩具の種類がいくらか偏する、それをつかふ子供、元より両親の性を受けて居る子供は又偏する、といふ様では、三方四方相待つて偏する事になりますから、故意に或主義や考へを有て、

當分こゝろいふ種類の多く興へて見ようなどいふので、かたよせるのは特別といたしまして、知らぬ間に偏してしまつて居るといふ事はない様に常に省み考へる必要があると存じます。



一番やり易い。今日は誠に千歳一遇の機會で、苟くも國民たる者は、各々分に應じて奉公の事を計らねばならぬ。夫に付きては、いろくの道も仕方もあらうが、さし當り、各自分に應じて勤儉をして國を富ますといふのが何人に取りても必要な方法だと思ふ。そこで、吾人は、先づ第一に、禁煙の斷行をすゝめる。

今試みに、日本人の数が五千万として、其中で女が二千五百万を引いて、残り二千五百万の中、子供と煙草を飲まない男とを引き去つて、先づ一千万人が煙草を飲むとして、さてこれ等の人が一月禁煙するとしたら如何、一日の煙草代一人に付き平均二錢五厘として、一千万人では二十五萬圓である。夫を一ヶ月廢止すると、七百五十萬圓である、軍人が戦場での働きを思ふと、一月煙草を止める位は何でもない、さて此金を軍費にでも何にでも利用するとしたら非常なものだと思ふ。

禁煙のすゝめ

東 基 吉

物事を廢したり始めたりする事は、何か機會のある時にするのが

黑澤登幾子傳補遺(ついで)

下村三四吉

牢屋敷役所の第一回の詰問終りて、牢舎にかへり

來りぬるに、隣房なる入江伊藏（二條家の大夫、前におげたる登幾子の文中に見えたり）は、今日の御吟味は如何なりしかと問ひぬ。登幾子これに答へて、

明日はいよ／＼拷問にかけるとの御言はりなれば、私事はかよわき老の身として、明日は落命と覺悟致し候へば、何とぞ私の存意の事はかよふ／＼と子細曲にかたり合ひ、もし落命に及び候はば、唯一べんの御意からを偏にねがひ奉る。

と、入江氏は、更に、委細の様子は聞きとゞけました、我赦免の後主君二條殿へ申し上げ、其上にて恐多くも朝廷の御耳へ達しあげ奉ります、去ながら其はおびやかしなるべし、中々拷問にはかけますまい、明

日の役所心を定めて出でたまへ、と力を添へたり。

めぐみの言葉身にも袖にも餘りけり。君の御ためくれ／＼も申し開かん胸の内くりかへしては夜もすがら寐もやらず、短夜のふけ行鐘の音に添へて引くかな棒の音高く、七分三分の夜廻りの呼はる聲も物すごくうち集へる番のもの六人づゝの寐ずの番一時かはりに入かはる。……かくて十五日の早天に又々白洲へ呼び出されて拷問を受けたり。そのすちは相變らず彼の長歌にのきての嫌疑なりき。

……………一橋様を公儀へ御直しの（○水戸侯の）御思召があらうがな。イエ／＼左様な思立はござりませぬ。ヲ、委しくも能知たり、その子細を存するからはいよ／＼以て御簾中様の御

使じやなサ、有体に申されよ。ハイいかよふに
 仰せられても、御使などは存じよらず、未だ
 御目見えも仕らず、只々御領地に生れ、御國
 恩を報し奉らん爲め、殊に國元の搖動は、御藩
 中は申すに及ばず、在々所々寺社門前土民百姓
 等に至るまで、父母妻子の養ひをもかへり見ず
 農業をも時を失ひ、上を下へと搖動致す、是則
 ち何故ぞや、邦君の御愼みをかなしみなげきて
 の事ゆゑ、右の趣御さ、とつけたまはれば、國
 中の搖動治まり、邦君の御愼み御開きにならせ
 られ候は、國民心服致すべくと存じ候へば、
 右の趣御聞とつけたまはれかしと涙ながらに願
 ひければ、役所の方々少しは疑ひは晴れにけり
 サテ、其方は無二の忠臣なるものなり、去な
 がら、其方はどの位書物を見た、漢史などを見

たものは、京などにも婦人にはないわいなどう
 わつても其方は藩中のものでわらふがな、御簾
 中様の御宮使を致して御使にまゐりしに相違わ
 るまいがな、錫高野の山中などはまつかな偽
 り、取りもなほさず、其方は御簾中様の御使サ
 、有体に申されよいかと責めらるゝ……
 ……日も夕暮になりければ、又明日と入相の鐘
 の響と諸ともに獄屋へこそはさかりけれ。
 知るべし、幕府の登幾子に對する嫌疑は、登幾子
 を以て水戸藩士の女となし、また水戸侯夫人の内
 意を承けて水戸中納言の幽閉をすくはん爲めに上
 洛せりと認められたるとを。右の「其方は御簾中
 様の御使」との疑ひは、幾回の辯明をかさねても
 なほ幕吏の心中に釋けやらざりませ。
 登幾子の心中は既に死を決せり、同じ十八日の如

さしは

此日は別て數多の人にいざなはれ、田中の道へ
と引出さる、様子知らねば、何やらん死罪の御
場所へ行くことかと覺悟の用意心中に一首を咏
じていさぎよく最後をせんと思ひ定めて、

雲上なる君を思ひの道芝の

露と消えゆくけふぞうれしき

二十一日より二十三日に至るまで、更に引ついき

三回終日の審問ありしが、登幾子はもとより承服

せざりしかば、しからば其方上洛の存意の次第を

自筆にて書きつくべしとて、繩をゆるされたり。

筆とりてすらくと記したる文は左に

謹んで白、此度前の中納言様御慎の御儀、全く
以て無實の御罪に落ち入らせたまひし御事、乍
恐天朝へ奉言上、天朝より御勅諭を以て御開

被爲成、二度天下の御後見にも被爲成候は、御
國內へ異人などは一人も不入、さ候へば乍恐朝
廷の英慮にも叶ひ天下平かに相成べくと存じ、
婦人の身として恐多くも拙き長歌をついで罷出
候こと、是れ全く君の御爲天下の御爲と存じつ
めたる悲婦が誠心哀れ御聞き届けたまはらば廣
大の御慈悲と奉存候。(次號にて完結)

明治廿八年の大勝利割烹號外

(石井治兵衛 考案 同 泰次郎)

本日は伯林ビール會第十一回の春期
懇親會と我軍連勝の祝捷とを兼ね開
會致し候に付き特に料理献立は御案
内狀に御約束申上候通り漸く日清戰